「漏水防止対策等管網維持管理委託業務」

【特記仕様書】

令和5年度

宮古島市水道部

**第１章 総則**

**第１条　仕様書の適用**

本仕様書は、｢漏水防止対策等管網維持管理委託業務｣（以下｢本業務｣という）について適用する。

**第２条　業務期間**

　契約締結の翌日～令和8年3月27日

**第３条　業務の目的**

本業務は、宮古島市給水区域全域に対する総合的な漏水防止対策業務と維持管理業務全般の支援業務を行うものとする。

漏水防止対策は、市内全域の水道施設（送・配水管延長約500㎞、給水栓数約26,000栓）に対し漏水調査を実施し、相対的に有収率・有効率の向上を主目的とする。

調査手法は、宮古島市の水道施設データ（配水量分析、流量分析、水圧分析、その他）を分析し、地区毎に応じた調査工法の採用等を行い、漏水防止計画を立案・実施するものとする。

維持管理支援業務については、機動的な作業（通報に伴う漏水対応等、水圧不良、管路位置調査等）の対応等を行う。

また、水道管理図面の整備（図面と現地との照合や相違箇所の指摘）も合わせて対応するものとする。

なお、本業務形態は、水道部内に技術者（2人）の常駐体制を基本として行うものとする。

**第４条　業務の留意点**

受注者は、本業務の遂行にあたって、発注者の意図及び目的を十分理解し、業務内容の特殊性を考慮し、詳細な計画立案を行い工程管理に十分留意し、年次的な漏水防止対策計画書、維持管理手法・調査工法の施策を講じること。

**第５条　防止効果の検証**

前述第４条(業務の留意点)に留意し、市内全域の漏水調査を行い、配水量の監視、有収率の監視を常に行い、有収率の向上を目指すものとする。※漏水防止効果の検証を行う。

目標値については、対前年度有収率数値よりアップを目指し、品質管理を行うものとする。

**第６条　法令等の遵守**

調査の遂行にあたっては、本仕様書及び設計書のほか、契約書、関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

**第７条　業務の指示及び監督**

（１） 発注者は、この業務を委託するに当たり、調査員を定める。

（２） 受注者は、調査遂行にあたり、当該契約に基づき、発注者が定める調査職員と常に密接な連絡を取り、その支持及び承諾を受けなければならない。

（３） 受注者は、業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様に明記していない事項並びに変更が生じる事項については、発注者と事前に協議し、その支持に従わなくてはならない。

（４） 業務の遂行にあたっては、本仕様書及び設計書のほか、契約書、関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

**第８条 技術者（照査技術者、管理技術者、調査技術者）**

（１） 受注者は、本業務を照査する技術者（照査技術者）、水道部に常駐する派遣技術者（管理技術者及び調査技術者）を定め、発注者に通知するものとする。

（２） 照査技術者、管理技術者、調査技術者は兼務することはできない。

（３） 常駐する管理技術者と調査技術者は漏水防止計画・漏水調査技術・管路探知等に関して深い経験と知識を有する者とし、実務経験と公的資格を証明する書類を提出すること。特に管理技術者は以下の条件とする。

管理技術者の要件：実務経験10年以上を有し、水道施設管理技士２級（財）日本水道協会登録及び給水装置工事主任技術者の両資格保有を条件とする。

（４） 本業務は有収率（有効率）向上を目的としており、あらゆる角度から無効水量の実態を詳細に分析し、かつ年次的に有収率の向上計画を施策する目的を持っている。そのため、施設の水量分析（配水量、有収水量等）を詳細に行う必要があるため、コンサル的な要素を占めており、本業務の照査技術者は、技術士法に基づく技術士（水道部門）の資格を有する者が当たらなければならない。

（５） 照査技術者、管理技術者、調査技術者は会社と雇用関係にあることを証明する書類を提出しなければならない。（本業務の契約日以前より6ヶ月以上の雇用証明（保険証）の写しを提出すること。）※雇用期間の未達は、不可。

**第９条　業務形態（派遣技術者）**

　本業務は常駐技術者（管理技術者、調査技術者）の2人体制にて本業務を施工するものとする。

照査技術者、管理技術者、調査技術者の業務形態を以下に示す。

◆照査技術者：重点管理

①漏水防止対策全般の業務計画照査

②問題解決に向けてのコンサルタント支援

③その他（水道維持管理全般の相談役）

◆管理技術者・調査技術者：常駐管理支援

1.勤務場所：宮古島市水道部内

2.勤務日：宮古島市水道部の勤務曜日とする。（月～金）

3.勤務時間：（8：30～17：15）　※緊急漏水事故にも常時対応する。(夜間作業も含む)

**第10条　提出書類**

受注者は、契約締結後、契約書及び本仕様書に定める関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。

**第11条　調査業務計画**

（１）受注者は、業務目的を十分把握して業務計画書を作成し契約締結後14日以内に発注者へ提出しなければならない。

（２）業務計画書には、次の事項を記入するものとする。

　　① 業務内容と目標数値

　　② 作業手順及び方法

　　③ 業務工程表（業務全体工程）

④ 使用機器の種類、名称及び性能（一覧表）

⑤ 連絡体制表

⑥ その他参考となる事項

**第12条　身分証明書**

（１） 受注者は、調査実施に先立ち、発注者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

（２） 調査に従事する者は、身分証明書を常時携帯し、漏水調査に関する土地の所有者等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（３） 受注者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返却しなければならない。

**第13条　土地の立ち入り等**

受注者は、調査にあたり、宅地（公有又は私有の土地）に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知し、その目的を告げ了解を得なければならない。

**第14条　現場管理**

（１） 受注者は、調査にあたり、公衆に迷惑を及ばなさないように十分注意するとともに、地上・地下の既設構造物（ガス管、電力・通信ケーブル等）を破損しないように適切な措置を講ずるものとする。

（２） 受注者は、調査中、安全に留意し、損害、その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、調査円滑に遂行しなければならない。また交通安全対策には特に留意し、必要に応じてその措置を行うものとする。

（３） 調査上必要な関係官庁への手続き、届出等は受注者で速やかに行い、関係機関に調査への周知を図るものとする。

**第15条　打合せ等**

（１） 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は常に密接な連絡を取り、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

（２） 着手時及び調査の区切りにおいて、常駐技術者（管理技術者及び調査技術者）は打ち合わせを行い、その結果について受注者は打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

（３） 管理技術者は、毎日の従事内容を記録した日報等を作成し、担当者の承認を得るものとする。（内容は協議）

**第16条　成果品の審査**

（１） 受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。

（２） 成果品の審査について、訂正を指示された個所は、直ちに訂正しなければならない。

（３） 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の個所が発見された場合は、受注者は直ちに、当概業務の修正を行わなければならない。

**第17条　成果品の引渡し**

　　成果品の審査に合格後、本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、発注者の検査を持って、業務の完了とする。※提出書類は発注者の指示にて調整する。

**第18条　質疑の解釈**

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

**第２章　業務実施要項一般**

2-1.管理技術者、調査技術者

（１）勤務時間

業務形態は、水道部内に常時出勤するものとし、勤務時間は原則として、午前８：３０から午後５：１５までとする。

（２）休日・休暇等

履行期間中のうち原則として土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日とするが、業務に支障をきたさないよう対応すること。

（３）調査車両・調査機器

　請負者は調査車両１台、調査機器一式を持ち込み本業務に従事するものとする。

　持ち込み車両、機器は本業務に遂行できる調査機器を揃え、調査機器一覧及び機器点検表を監督員に提出し、承認を得ること。なお、業務で使用する車両経費（ガソリン代、油脂費）、消耗品等の経費は、請負者側にて負担するものとする。

**第３章　現場管理・技術業務について**

本業務の主目的（漏水防止対策、管網維持管理支援）達成のための、実施方針・業務手法を掲げ、品質管理を行うこと。

　※業務計画～現場施工、品質管理についてまとめ、翌年業務の施工計画書等に反映させる業務遂行を行う事。

**第４章　施設規模と業務**

　現況の施設規は以下のとおりである。

・管路延長：約500㎞

・給水戸数：約26,000件

・管理メーターの数：約80箇所（現在水量分布の確認できるメーター）

・年間漏水発見件数（委託発見及び通報漏水）：年間約120件～140件

・有収率（令和4年12月末累計）：88.00％

・管理図面：マッピングシステム導入済

※業務内容については発注者と協議して、漏水防止対策及び維持管理支援全般を行うものとする。

以上